

吉野川市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和6年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年12月25日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫

吉野川市監査委員 細 井 英 輔

令和6年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

令和5年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第2 監査の期間

令和6年6月10日から令和6年10月17日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 都市計画住宅課

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、西麻植第3団地ガス給湯器修繕業務・東須賀団地残置物処分業務について、それぞれ同調書の作成を省略した根拠が明記されていなかった。

(2) 建築営繕室

吉野川市財務規則では「検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

(3) 事業推進課

地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例では「議会の議決に付さなければならない契約」を定めているが、議決に付さなければならない新ごみ処理施設整備に係る造成工事の変更請負契約について議決を経ず変更契約を締結し後日、議会の追認を求めている。

(4) 危機管理課

吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続」を定めているが、震度感知式鍵ボックス購入に係る契約書において契約日にあり得ない書類が綴じられているなど事務手続が適切になされていなかった。

(5) 財務課

吉野川市財務規則では「検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

(6) 国保年金課

地方自治法施行令では「歳入の会計年度所属区分」を定めているが、令和5年度歳入である被保険者返納金を令和6年度歳入としていた誤りについて出納閉鎖後に修正を行っていた。

(7) 長寿いきがい課

地方自治法では「歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」旨を定めているが、老人等施設入所者負担金について、納入通知書を発送し収納されたことを確認後、事後調定していた。

(8) 社会福祉課

生活保護費支払（業者払）事務について、事務処理が滞り、請求書記載の請求日

から支払日までの時期が遅延していた。

(9) 生涯学習課

吉野川市教育委員会事務委任等規則では「教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事項」を定めているが、教育長に委任されていない公民館運営審議会委員・図書館協議会委員の委嘱について、教育委員会の議決を受けていなかった。

(10) 鴨島東こども園

地方自治法では「市長の権限に属する事務の一部を職員等に委任できる」旨を定めているが、この委任がなされていないにもかかわらず、こども園の管理者が予定価格調書を作成していた。

(11) 運転管理センター

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

吉野川市財務規則では「検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

(12) 学校給食センター

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、東側機械置場給水管漏水修繕業務について同調書の作成を省略した根拠が明記されていなかった。

(13) 牛島小学校

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

第5 結果に基づく意見

1 公有財産の管理について

地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。公有財産は、量的にも価値的にも多大であることから、これらの財産を適切に維持管理するとともに、有効に活用するための検討を今後とも積極的に進められたい。

特に利活用が見込まれない未利用の普通財産については、早急に貸付または売却等を行い、管理経費の削減と税外収入の確保を図られたい。

2 適正な財務事務処理について

予算の執行、収入、支出、契約の財務事務は、市役所において根幹をなす事務であり、業務内容とそれに関係する法令や規則をしっかりと理解したうえで、一人一人が法令遵守の意識をもって事務処理を行うことが求められている。

これらの事務について、例年の指摘と同様の不適切な事務処理が散見された。指摘事項と同種事案の再発防止のため、指摘された所属だけでなく他所属においても指摘事項の内容について確認・検証するとともに、決裁過程において適切なチェックを十分に行い不適切な事務処理の未然防止に努められたい。

3 収入未済額の縮減対策と適切な債権管理について

収入未済金については、市税において滞納処分を積極的に実施し成果を上げている一方、市の債権を管理する所属間でその取組に対するノウハウや認識に格差が見られた。

令和5年3月に策定された「債権管理マニュアル」による運用と管理の周知徹底を図り、債権所管課全体で債権管理知識やノウハウの蓄積に努められたい。

また、各債権の収納率の向上及び収入未済額の縮減に向け、関係部局が密接に連携共同して福祉的な観点からの配慮に留意しつつ債権回収の取組を強化されたい。